

令和7年3月21日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和6年度北塩原村農業委員会総会3月定例会 議事録

1. 開催日時

令和7年3月21日（金）午後1時30分～3時30分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	岩田多吉	出
農業委員	1	五十嵐大	出
〃	2	小椋隆子	出
〃	3	中川博之	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武藤吉博	出
〃	—	武藤正	出
〃	—	五十嵐忠之	欠
〃	—	高畑忠弘	欠
〃	—	佐藤周	出
〃	—	佐藤照明	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し4名が参加した。

4. 欠席委員

推進委員 五十嵐忠之 委員

高畑 忠弘 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

- ・議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- ・議案第2号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第5 その他

- ・令和7年度農作業料金協定表について

- ・令和7年度最適化活動の目標の設定等について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤久彦

事務局係長 遠藤和広

事務局主査 渡部達也

事務局副主査 竹田祐菜

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和6年度北塩原村農業委員会定例総会3月定例会を開会いたします。

会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員 7 名中 7 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、推進委員全員を招集し、4 名の方に出席いただいております。なお、五十嵐忠之委員、高畑忠弘委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第 13 条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、1 番 五十嵐大委員、3 番 中川博之委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

それでは、議案第1号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

3ページをご覧ください。番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は〇〇〇〇さん、83歳、〇〇〇〇〇〇の方。譲受人は、同じく〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

2. 申請する農地の所在地及び面積は、北山字〇〇の農地2筆、計 1,923 m²でございます。

3. 権利を設定しようとする事由について、譲渡人は高齢等による経営縮小。譲受人は経営規模の拡大でございます。

4. 権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は永年。土地の対価は 579,000 円、10a あたりにすると 300,000 円です。

5. 権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、資料4・5ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。
以上で議案第1号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

両者に話を伺ってきました。譲渡人が高齢なこともあり体調を崩してしまったようで、今後、管理等を行うのは難しいとのことから、譲受人に話をしたそうです。両者納得しての売買とのことでしたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号、番号1番の許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

次に、議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は18件ございます。

■議長

それでは、議案第2号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。

番号1番、再設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、74歳、大塩字〇〇の方です。
借受人は、〇〇〇〇さん、74歳、北山字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇の農地1筆、計2,020㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料については村の賃借料情報に準ずることです。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては7、8ページにございます。上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員会 会長 星源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、5番 蓮沼喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

被設定人に話を聞いたところ、息子さんがいずれ後を継ぐとのことで、それも考慮して10年間という権利設定にしたようです。再設定ということもあり、双方納得されていたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号2番、新規設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、75歳、大塩字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇さん、50歳、北山字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇の農地1筆、計1,832㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定で権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は7,328円で10aあたり4,000円になります。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、1番、五十嵐大委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては10、11ページでございます。上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で番号2番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、1番 五十嵐大委員より報告をお願いします。

■1番 五十嵐 大 委員

貸付人に話を聞いたところ、身内の不幸や年齢的なところもあり、営農を続けるのが難しいとのことでした。借受人とは田んぼが隣同士で、話をしたところ双方納得しての契約とのことでした。許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号3番、再設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん76歳、大塩字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇さん50歳、北山字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇及び〇〇の農地6筆、計9,424㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間。賃借料は10aあたり4,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、1番、五十嵐大委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては13～16ページにございます。上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員会 会長 星源嗣。以上で番号3番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、1番 五十嵐大委員より報告をお願いします。

■1番 五十嵐 大 委員

借受人のハウスの近くだということもあり、お互い納得しての再設定でしたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号4番、再設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、87歳、下吉字〇〇の方です。
借受人は、〇〇〇〇さん、70歳、大塩字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇および〇〇の農地7筆、計16,494㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は10aあたり15,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、7番、星会長に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては18～21ページにございますので確認をお願いいたします。上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員会 星源嗣。以上で番号4番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員の私が報告いたします。

■7番 星 源嗣委員

両者に話を聞いてきました。再設定の案件で、今までどおり引き続き行うとのことでしたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(意義なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号5番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号5番、再設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、57歳、下吉字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇さん、70歳、大塩字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇の農地1筆、1,000 m²です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は10aあたり15,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、7番、星会長に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては23、24ページにございます。上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員会 長 星源嗣。以上で番号5番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員の私が報告いたします。

■7番 星 源嗣委員

両者に話を聞いてきました。再設定の案件で、今までどおり引き続き行うとのことでしたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号5番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、番号5番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号6番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号6番、再設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、48歳、下吉字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇さん、70歳、大塩字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇および〇〇の農地7筆、計17,117㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は10aあたり15,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、7番、星会長に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては26～29ページにございます。上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で番号6番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員の私が報告いたします。

■7番 星 源嗣 委員

両者に話を聞いてきました。申請人は現在〇〇町の方に住んでいるようですが、再設定の案件で、今までどおり引き続き行うとのことでしたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号6番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。番号6番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号7番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号7番、再設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん94歳、大塩字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇さん70歳、大塩字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇の農地4筆、計2,778㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は10aあたり4,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、1番、五十嵐大委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては31、32ページにございます。上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員会 会長 星源嗣。以上で番号7番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、1番 五十嵐大委員より報告をお願いします。

■1番 五十嵐 大委員

申請人に話を聞いて来ました。公図と現況が少し違いますが、現況の場所で間違いないと本人に確認がとれております。再設定ということで問題ないと判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号7番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

番号7番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて番号8番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号 8 番、再設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん 63 歳、北山字〇〇の方です。
借受人は、〇〇〇〇さん 62 歳、北山字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇の農地 1 筆、2,996 m²です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間。賃借料は 44,940 円で 10a あたり 15,000 円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、5 番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては 34、35 ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和 7 年 3 月 21 日提出、北塩原村農業委員会長 星源嗣。
以上で番号 8 番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、5 番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5 番 蓮沼 喜久雄委員

申請人に話を聞いてきました。再設定ということで、内容に相違ない確認が取れましたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号８番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

番号８番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号９番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号９番、新規設定の案件です。

１．申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん５７歳、大塩字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇さん６６歳、大塩字〇〇の方でございます。

２．利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇の農地６筆、計 12,556 ㎡です。

３．利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間。賃借料は村の賃借料情報をもとに協議するとのことです。

４．利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、７番、星会長に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては３７、３８ページにございます。上記のとおり提出いたします。令和７年３月２１日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で番号９番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員の私が報告いたします。

■7番 星 源嗣

両者に話を聞いてきました。以前から借受人が耕作をしていたようで、正式に契約することとなったようです。内容に問題も無く、両者ともに納得していましたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号9番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

番号9番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号10番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号10番、再設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん46歳、北山字〇〇の方です。

借受人は、〇〇〇〇さん70歳、北山字〇〇の方でございます。

2. 利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇の農地6筆、計4,282㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料については村の賃借料情報を基準とするとのことです。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、6番、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

なお、申請地位置図、箇所図につきましては40、41ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。
以上で番号10番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、6番 岩田 多吉委員より報告をお願いします。

■6番 岩田 多吉委員

両者に話を伺いました。内容に問題はなく、同意の上での再設定ということで許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号10番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

番号10番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

それでは、番号11番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号11番、新規設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん72歳、北山字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇、事務所は大塩字〇〇にあります。

2. 利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇、〇〇、〇〇の農地5筆、計12,193㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。10aあたり15,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては43～48ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。
以上で番号11番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

申請人に話を聞いてきました。これまでは自分で作っていたようですが、体調が思わしくないとのことで、借受人にお願いすることとしたようです。双方納得しての契約でしたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号11番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、番号11番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号12番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号12番、新規設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん75歳、大塩字〇〇の方です。借受人は、

〇〇〇〇です。

2. 利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇の農地2筆、計1,964 m²です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。10aあたり4,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、1番、五十嵐大委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては50・51ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で番号12番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、1番、五十嵐大委員より報告をお願いします。

■1番 五十嵐 大委員

許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号12番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号12番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号13番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号13番、新規設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、73歳、大塩字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇です。

2. 利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇の農地3筆、計1,392㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。10aあたり4,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、1番、五十嵐大委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

なお、申請地位置図、箇所図につきましては53・54ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員会 星源嗣。
以上で番号13番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、1番 五十嵐大委員より報告をお願いします。

■ 1 番 五十嵐 大委員

許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号13番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号13番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号14番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号14番、新規設定の案件です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、69歳、関屋字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇です。

2、利用権を設定する土地ですが、関屋字〇〇および〇〇、北山字〇〇の農地7筆、計9,044 m²です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。大字関屋においては10aあたり11,000円、大字北山においては10aあたり15,000円で設定しています。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。
地元農業委員の意見としまして、6番、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては56～61ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員会長 星源嗣。
以上で番号14番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、6番 岩田 多吉委員より報告をお願いします。

■6番 岩田 多吉委員

許可相当と認めます。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号14番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号14番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号15番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号15番、新規設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、喜多方市の方です。借受人は、〇〇〇〇です。

2. 利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇の農地3筆、計3,608㎡です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は10aあたり15,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、3番、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては63・64ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で番号15番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、3番 中川 博之委員より報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号15番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号15番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、番号16番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号16番、新規設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、61歳、下吉字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇です。

2. 利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇の農地1筆、1,180 m²です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は17,700円で、10aあたり15,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、3番、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては66・67ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で番号16番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、3番 中川 博之委員より報告をお願い

いします。

■ 3 番 中川 博之委員

許可相当と判断しました。

■ 議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■ 委員

(なしとの声)

■ 議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第 2 号、番号 1 6 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■ 委員

(異議なしの声)

■ 議長

ご異議なしと認めます。議案第 2 号、番号 1 6 番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■ 議長

続いて、議案第 2 号、番号 1 7 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■ 事務局

番号 1 7 番、新規設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、8 3 歳、下吉字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇です。

2. 利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇の農地 1 筆、991 m²です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は

令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は14,865円で10aあたり15,000円で設定しています。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、3番、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては69・70ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員会長 星源嗣。以上で番号17番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、3番 中川 博之委員より報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号17番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号17番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号18番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号18番、新規設定の案件です。

1. 申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、64歳、下吉字〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇です。

2. 利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇の農地1筆、753 m²です。

3. 利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間。賃借料は11,295円で10aあたり15,000円で設定しています。

4. 利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、3番、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては72・73ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和7年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で番号18番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、3番 中川 博之委員より報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号18番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号18番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

以上で、議案の審議は終了いたしました。続いて協議事項に移ります。

協議事項の1点目、「令和7年度 北塩原村農作業料金協定表について」、事務局から説明をお願いします。

■事務局

(令和7年度北塩原村農作業料金協定表について説明)

■議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。

以上で、令和7年度北塩原村農作業料金協定表について終了します。協定表については、村HPへ公開、4月11日（金）の区長便で村内全戸に配布することとします。

■議長

続いて、協議事項の2点目「令和7年度 最適化活動の目標の設定等について」、事務局から説明をお願いします。

■事務局

（令和7年度 最適化活動の目標の設定等について説明）

■議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（なしの声）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

（異議なしの声）

■議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。

以上で、「令和7年度 最適化活動の目標の設定等について」終了します。

■議長

以上で、本日の報告事項並びに協議事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■局長

ありがとうございました。それでは、その他に移らせていただきます。事務局から連絡があります。事務局お願いします。

■事務局

(令和6年度分の報酬および能率給について説明)

(農業新聞購読料について説明)

■局長

この件について、ご質問等ございますか。

■委員

(なしとの声)

■局長

以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 7年 3月21日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ㊞

議事録署名委員 1番 五十嵐 大 ㊞

議事録署名委員 3番 中川 博之 ㊞